記 者 発 表 資 料
平成２７年1月１４日
四 国 地 方 整 備 局

# 指名停止措置の概要

１．指名停止措置業者名

| 業　者　名 | 住　　所 |
|---|---|
| （株）香川建設 | 香川県坂出市加茂町５４１－２ |

２．指名停止措置期間
　平成２７年　1月１４日　から　平成２７年　2月１３日　　1ヶ月

３．指名停止措置の範囲
　四国地方整備局管内

４．事実概要
　本件については、（株）香川建設の取締役が、法定の除外事由がないのに、平成２６年３月２９日、同社の資材置場において、廃棄物である木くずを焼却したとして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により、平成２６年１０月３１日に丸亀区検察庁から起訴され、１１月１０日に丸亀簡易裁判所から罰金の略式命令を受けたものである。

５．指名停止措置理由
　上記事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所管の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第２第１５号の措置要件に該当する。

　本件については、指名停止１ヶ月とする。

　指名停止措置要領別表第２

| 措　　置　　要　　件 | 期　　間 |
|---|---|
| （不正又は不誠実な行為）<br>15　別表第１及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 | 当該認定をした日から<br>１ヶ月以上　９ヶ月以内 |

＜問い合わせ先＞
国土交通省　四国地方整備局
高松市サンポート３－３３　TEL　０８７－８５１－８０６１（代）
（定時以降は　０８７－８１１－８３０３）
○総務部契約課長　入　江　正　利　（内線２５１１）
総務部経理調達課長　兼　井　政　勝　（内線６３１１）
○総務部契約課長補佐　髙　﨑　勝　行　（内線２５１２）